

## 学校と家庭を結ぶ CJSSt-LU

カンタベリー補習授業校

令和3年2月3日 TEL 03-348-9512

www.cjssnz.org admin@cjssnz.org

## 今年度最後の学期!



に宿泊しながら行われました。キャッスルヒ ルズ散策、カヤック実習、サイクリングと盛 りだくさんの内容でしたが、1分1秒も無駄 にすることなく、全員の「仲間」を意識し合 った瞬間だと感じました。食事の時間や自由 時間も含めて、お互いがお互いの個性を認め 合い、お互いを尊重しあう素晴らしい時間で あったと思います。それは平日、現地校に身

現地校でも夏休みが終わり、新学期が始ま ったようです。今年度補習校では年度当初か ら新型コロナウイルスの影響を受け、3回分 の授業を補充するため、例年とは違うスケジ ュールで授業を組み込んでいます。

中学部では3年生の卒業キャンプが1月 25日(月)から1泊2日でスプリングフィー ルドの「スマイリーズ アコモデーション」



を置き、土曜日の半日という短い時間ですが、補習校という場所で、長い間苦楽を共にした者 同士にしか感じ得ないもののように思います。また、もう残り2ヶ月で別々の道を歩み出すと いう、心の奥に潜む何かが醸し出す雰囲気なのかもしれません。そんな彼らの成長した姿を見 て、随分と頼もしく嬉しく思いました。





小学部6年生は1月28日(木)に社会科見学を行いました。最初にクライストチャーチ警察署を訪問しました。本校の卒業生の出口さんと、今年から配属されたリョーコさんにそれぞれ二つのグループに別れて説明して頂きました。滅多に見ることが出来ない警察署内部やパトカーの中を見せて頂きました。前日までの大変暑い夏の日差しから一転、午後は







雨の予報が出ていたので、クエルアイランド散策は止めにして、フェリーミード公園でゲームをしながら楽しみました。途中から土砂降りの雨が降ってきたにも関わらず、6年生のテンションは上がりっぱなしで、トラムの中での彼らの校歌斉唱は絶賛に値する盛り上がりでした。普段の補習校では気づかない、子どもたちの生き生きとした姿もたくさん垣間見ることができました。大変楽しい思い出づくりができたと思いました。



## 海外から帰国・再入国する児童生徒への対応について

文部科学省より、都道府県教育委員会に対しての通達が来ております。参考にして下さい。

今般、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大していることや世界各地において新型コロナウイルス変異株が確認されていること等を踏まえ水際対策の強化が図られていること、また、年度末から年度当初にかけて海外から帰国する者の増加が見込まれることに鑑み、海外から帰国・再入国する幼児・児童・生徒・学生(以下「児童生徒等」という。)への対応について、特に下記に留意した上で、適切に御対応いただくよう改めてお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 12 条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設別添置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

記

- 海外から帰国・再入国するすべての方は、出国前 72 時間以内に実施された新型コロナウイルス感染症に関する検査を受け、「陰性」であることの検査証明を入国時に検疫官に提出する必要があること。
- 海外から帰国・再入国した児童生徒等を学校等に登校させるにあたっては、政府の要請 に基づく入国後 14 日間の自宅等での待機を経た上で児童生徒等の健康状態に問題がない ことを確認いただきたいこと。
- 海外から帰国・再入国した児童生徒等へのいじめや偏見が生じないようにするなど、児 童生徒等の人権に十分配慮すること。
- 水際対策については今後変更があり得るので最新の状況に注意いただきたいこと。 (参考 1) 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について (令和 3 年 1 月 25 日現在)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\_005130.html

(参考 2) 水際対策に係る新たな措置について (令和 3 年 1 月 14 日現在)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00209.html

<本件連絡先>

(保健管理に関すること)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 学校保健対策専門官

TEL: 03-6734-2976

(児童生徒のいじめに関すること)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

TEL: 03-6734-3298

(その他のお問い合わせ)

文部科学省総合教育政策局国際教育課

T E L : 03-6734-2035